

三重県警察の組織に関する規則

昭和四十一年四月一日
三重県公安委員会規則第二号

改正

昭和四三年 七月 五日三重県公安委員 会規則第二号	昭和四四年 四月 八日三重県公安委員 会規則第三号
昭和四四年 八月二五日三重県公安委員 会規則第六号	昭和四五年 四月 七日三重県公安委員 会規則第一号
昭和四七年 三月二四日三重県公安委員 会規則第一号	昭和四九年 三月二六日三重県公安委員 会規則第一号
昭和五〇年 二月一二日三重県公安委員 会規則第一号	昭和五一年 三月三一日三重県公安委員 会規則第一号
昭和五一年 七月三〇日三重県公安委員 会規則第三号	昭和五二年 八月二六日三重県公安委員 会規則第二号
昭和五三年 二月二三日三重県公安委員 会規則第一号	昭和五三年一二月 一日三重県公安委員 会規則第六号
昭和五四年 三月 二日三重県公安委員 会規則第一号	昭和五四年 八月三一日三重県公安委員 会規則第四号
昭和五五年 三月三一日三重県公安委員 会規則第一号	昭和五五年 九月三〇日三重県公安委員 会規則第三号
昭和五七年 一月一二日三重県公安委員 会規則第一号	昭和五七年 三月一一日三重県公安委員 会規則第二号
昭和五七年 六月二五日三重県公安委員 会規則第三号	昭和五八年 三月一五日三重県公安委員 会規則第四号
昭和五八年 四月 一日三重県公安委員 会規則第五号	昭和五八年 八月一九日三重県公安委員 会規則第六号
昭和五九年 三月二二日三重県公安委員 会規則第一号	昭和五九年 七月一〇日三重県公安委員 会規則第二号
昭和六〇年 三月二九日三重県公安委員 会規則第二号	昭和六一年 三月二二日三重県公安委員 会規則第二号
昭和六二年 三月一三日三重県公安委員 会規則第一号	昭和六三年 三月 四日三重県公安委員 会規則第一号
平成 元年 三月一七日三重県公安委員 会規則第一号	平成 元年 五月三〇日三重県公安委員 会規則第二号
平成 二年 一月二三日三重県公安委員 会規則第一号	平成 二年 三月二〇日三重県公安委員 会規則第二号
平成 三年 三月二六日三重県公安委員 会規則第一号	平成 四年 三月二七日三重県公安委員 会規則第二号
平成 四年 五月二二日三重県公安委員 会規則第四号	平成 四年 六月三〇日三重県公安委員 会規則第五号
平成 五年 二月二三日三重県公安委員 会規則第一号	平成 五年一 一月二四日三重県公安委員 会規則第八号
平成 六年 四月 一日三重県公安委員 会規則第二号	平成 六年一〇月 一日三重県公安委員 会規則第八号
平成 七年 二月一七日三重県公安委員 会規則第一号	平成 七年 三月一〇日三重県公安委員 会規則第二号
平成 七年一〇月三一日三重県公安委員 会規則第三号	平成 八年 三月二二日三重県公安委員 会規則第一号
平成 八年一 一月 一日三重県公安委員 会規則第三号	平成 九年 三月二一日三重県公安委員 会規則第二号

平成一〇年 三月二〇日三重県公安委員 会規則第一号	平成一一年 三月一二日三重県公安委員 会規則第一号
平成一二年 三月二四日三重県公安委員 会規則第二号	平成一二年一〇月二〇日三重県公安委員 会規則第八号
平成一三年 三月二一日三重県公安委員 会規則第二号	平成一四年 三月二二日三重県公安委員 会規則第一号
平成一五年 三月一四日三重県公安委員 会規則第一号	平成一六年 三月二三日三重県公安委員 会規則第二号
平成一七年 三月二八日三重県公安委員 会規則第一号	平成一八年 三月一七日三重県公安委員 会規則第四号
平成一九年 三月 六日三重県公安委員 会規則第二号	平成一九年 七月 四日三重県公安委員 会規則第七号
平成二〇年 三月一四日三重県公安委員 会規則第二号	平成二〇年一〇月二四日三重県公安委員 会規則第五号
平成二〇年一 一月二八日三重県公安委員 会規則第六号	平成二一年 三月二四日三重県公安委員 会規則第四号
平成二二年 三月一二日三重県公安委員 会規則第四号	平成二三年 三月 四日三重県公安委員 会規則第三号
平成二四年 三月一六日三重県公安委員 会規則第一号	平成二六年 三月一四日三重県公安委員 会規則第一号
平成二七年 三月 六日三重県公安委員 会規則第一号	平成二七年 六月一九日三重県公安委員 会規則第六号
平成二八年 一月二九日三重県公安委員 会規則第一号	平成二八年 六月一四日三重県公安委員 会規則第七号
平成二八年一〇月二六日三重県公安委員 会規則第一〇号	平成二九年 三月二八日三重県公安委員 会規則第三号
平成三〇年 三月一三日三重県公安委員 会規則第二号	平成三一年 二月二二日三重県公安委員 会規則第二号
令和 二年 二月二八日三重県公安委員 会規則第一号	令和 二年一 一月一三日三重県公安委員 会規則第四号
令和 三年 三月一二日三重県公安委員 会規則第四号	令和 四年 三月四日三重県公安委員会 規則第一号
令和 五年 二月十七日三重県公安委員 会規則第一号	令和 六年 三月一日三重県公安委員会 規則第三号

三重県警察の組織に関する規則を次のとおり定める。

三重県警察の組織に関する規則

三重県警察の組織に関する規則（昭和三十七年三重県公安委員会規則第六号）の全部を改正する。
（趣旨）

第一条 この規則は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十八条及び三重県警察の組織に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六号）第十条の規定に基づき、三重県警察の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（運転免許センター）

第一条の二 交通部に運転免許センターを置く。

2 運転免許センターは、三重県警察の組織に関する条例第七条に定める事務のうち、運転免許に関する事務をつかさどる。

（警務部の分課）

第二条 警務部に次の五課を置く。

総務課

会計課

情報管理課

警務課

厚生課

- 2 総務課に公安委員会事務室、広報室及び取調べ監督室を置く。
- 3 会計課に監査室、施設室及び車両整備工場を置く。
- 4 警務課に企画室、人事管理室及び被害者支援室を置く。

(総務課)

第三条 総務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公安委員会の庶務に関する事。
- 二 警察署協議会に関する事。
- 三 機密に関する事。
- 四 公印の管守に関する事。
- 五 県議会との連絡に関する事。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 七 公文書類の浄書、印刷及び製本に関する事。
- 八 警察安全相談及び警察行政の相談に関する事。
- 九 広報に関する事。
- 十 広報に関する事。
- 十一 警察音楽隊に関する事。
- 十二 情報の公開に関する事。
- 十三 個人情報の保護に関する事。
- 十四 留置管理に関する事。
- 十五 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。

(会計課)

第四条 会計課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予算、決算及び会計に関する事。
- 二 公有財産及び物品の管理並びに処分に関する事。
- 三 給与の支給事務に関する事。
- 四 会計の監査に関する事。
- 五 警察庁舎その他の施設の営繕に関する事。
- 六 警察本部庁舎の管理に関する事。
- 七 遺失物、拾得物及び埋蔵物に関する事。
- 八 警察装備に関する事。
- 九 車両整備に関する事。

(情報管理課)

第五条 情報管理課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察行政の情報管理に関する企画及び事務能率に関する事。
- 二 電子計算組織の運用及び同組織による資料の送受信に関する事。
- 三 警察の情報セキュリティに関する事。
- 四 照会センターの運用に関する事。
- 五 警察統計(犯罪統計及び交通統計を除く。)に関する事。

(警務課)

第六条 警務課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察行政の調査及び企画に関する事。
- 二 警察の組織に関する事。
- 三 条例案その他公文書類の審査に関する事。
- 四 警察職員の人事、定員及び給与(支給事務を除く。)に関する事。
- 五 警察職員の職務倫理及び服務に関する事。
- 六 監察に関する事。
- 七 警察職員の勤務制度に関する事。

- 八 表彰及び警察職員の懲戒に関すること。
- 九 訟務事務の処理に関すること。
- 十 武器の使用に関すること。
- 十一 警察職員の募集及び試験の事務に関すること。
- 十二 警察教養に関すること。
- 十三 教養資料の調査、収集、発行及び整理保存に関すること。
- 十四 技術技能検定に関すること。
- 十五 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 十六 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関すること。
- 十七 犯罪被害者等給付金に関すること。
- 十八 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に関すること。
- 十九 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

第七条 削除

（厚生課）

第八条 厚生課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警察職員の福利厚生に関すること。
- 二 警察職員の保健衛生に関すること。
- 三 警察職員の恩給に関すること。
- 四 警察共済組合、警察協会、警察職員生活協同組合及び警察職員互助会に関すること。
- 五 警察職員のレクリエーションに関すること。

第九条 削除

（生活安全部の分課）

第十条 生活安全部に次の五課を置く。

生活安全企画課
人身安全対策課
少年課
生活環境課
サイバー犯罪対策課

2 生活安全企画課に許可等事務室を置く。

3 少年課に少年サポートセンターを置く。

（生活安全企画課）

第十一条 生活安全企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生活安全警察の運営に関する企画、調査、調整及び指導に関すること。
- 二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
- 三 犯罪の予防に関すること。
- 四 質屋営業、古物営業及び風俗営業等の許可等に関すること。
- 五 警備業の認定等及び探偵業の届出等に関すること。
- 六 銃砲刀剣類、火薬類及び危険物の許可等に関すること。
- 七 酔（めい）酩（てい）者、行方不明者、迷い人その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

（人身安全対策課）

第十二条 人身安全対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）に関すること。
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に関すること。
- 三 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）に関すること。

- 四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）に関する事。
 - 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に関する事。
 - 六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する事。
 - 七 行方不明者の発見活動に関する事。
 - 八 軽犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）第一条第二十号、第二十二号及び第二十八号に係る違反の取締りに関する事。
 - 九 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）第二条第一項及び第三項並びに第九条に係る違反の取締りに関する事。
- （少年課）

第十三条 少年課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 少年非行の防止に関する調査及び企画に関する事。
- 二 少年の補導に関する事。
- 三 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。
- 四 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。
- 五 少年指導委員に関する事。
- 六 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。

（生活環境課）

第十四条 生活環境課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。
- 二 保健衛生関係事犯の取締りに関する事。
- 三 経済関係事犯の取締りに関する事。
- 四 高圧ガスその他の危険物関係事犯の取締りに関する事。
- 五 風俗関係事犯の取締りに関する事。
- 六 売春関係事犯の取締りに関する事。
- 七 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。
- 八 銃砲刀剣類関係事犯（他課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。
- 九 火薬類関係事犯の取締りに関する事。
- 十 狩猟関係事犯の取締りに関する事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、特別法犯（他課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。

（サイバー犯罪対策課）

第十五条 サイバー犯罪対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 サイバーセキュリティに係る戦略の企画及び総合調整に関する事。
- 二 サイバー事案（サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案をいう。以下この条において同じ。）及びサイバー犯罪（不正アクセス禁止法違反、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。以下この条において同じ。）に係る市民生活の安全と平穩に関する事。
- 三 サイバー事案及びサイバー犯罪の予防に関する事。
- 四 サイバー事案に係る犯罪及びサイバー犯罪の取締りに関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 サイバー事案に係る犯罪及びサイバー犯罪の取締りの支援に関する事。
- 六 犯罪の取締りのための電磁的記録の解析に関する事。

（地域部の分課）

第十六条 地域部に次の二課及び一隊を置く。

地域課

通信指令課

自動車警ら隊

2 地域課に水上警察隊及び鉄道警察隊を置く。

(地域課)

第十六条の二 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地域警察に関する総合的な企画及び指導並びに調整に関すること。
- 二 地域警察の運営に関すること。
- 三 水上警察に関すること。
- 四 鉄道警察に関すること。
- 五 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- 六 雑踏警備に関すること。
- 七 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

(通信指令課)

第十六条の三 通信指令課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 通信指令に関すること。
- 二 警察通信の運用に関すること。
- 三 緊急配備に関すること。

(自動車警ら隊)

第十六条の四 自動車警ら隊においては、警ら用無線自動車の運用により、各種犯罪の予防検挙活動に関する事務をつかさどる。

(刑事部の分課)

第十七条 刑事部に次の七課、一隊及び一所を置く。

刑事企画課

捜査支援分析課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

組織犯罪対策課

鑑識課

機動捜査隊

科学捜査研究所

- 2 刑事企画課に刑事指導室及び通訳センターを置く。
- 3 捜査第一課に強行犯・性犯罪捜査室及び検視官室を置く。
- 4 組織犯罪対策課に暴力団対策室及び薬物銃器・国際捜査室を置く。
- 5 鑑識課に機動鑑識隊を置く。

(刑事企画課)

第十七条の二 刑事企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察の運営に関する企画、調査及び指導に関すること。
- 二 刑事法令の調査、研究及び指導に関すること。
- 三 指名手配及び捜査共助に関すること。
- 四 通訳の運用に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、部内の他課（隊及び所を含む。）の所掌に属しないこと。

(捜査支援分析課)

第十七条の三 捜査支援分析課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪捜査の支援（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 二 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。

(捜査第一課)

第十八条 捜査第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
- 二 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。

三 過失犯の捜査に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、部内の他課（隊及び所を含む。）の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。

五 検視に関すること。

（捜査第二課）

第十九条 捜査第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。

二 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。

三 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。

（捜査第三課）

第十九条の二 捜査第三課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 窃盗犯の捜査に関すること。

二 移動警察に関すること。

（組織犯罪対策課）

第二十条 組織犯罪対策課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 麻薬関係事犯、覚醒剤関係事犯その他習慣性がある薬物に係る犯罪の取締りに関すること。

二 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

三 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関すること。

五 前二号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。

六 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関すること。

七 犯罪による収益の移転防止に関すること。

八 国際捜査共助に関すること。

九 国際犯罪の捜査に関すること。

十 国際犯罪情報の収集・分析に関すること。

十一 前三号に掲げるもののほか、国際事犯対策に関すること。

（鑑識課）

第二十一条 鑑識課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪鑑識に関すること。

二 鑑識施設の維持管理に関すること。

三 鑑識技能検定に関すること。

（機動捜査隊）

第二十二条 機動捜査隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪多発地域における機動捜査活動に関すること。

二 重要又は特異事件の初動捜査活動に関すること。

三 刑事部長が特に命ずる犯罪の捜査に関すること。

（科学捜査研究所）

第二十二条の二 科学捜査研究所においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪捜査に関連する科学的な鑑定及び検査並びにこれらに係る研究及び実験に関すること。

二 鑑定施設の維持管理に関すること。

（交通部の分課）

第二十三条 交通部に運転免許センターに置くもののほか、次の三課及び二隊を置く。

交通企画課

交通規制課

交通指導課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

2 運転免許センターに次の二課を置く。

運転免許管理課

運転免許試験課

- 3 交通企画課に交通安全対策室を置く。
- 4 運転免許管理課に免許管理室及び運転者支援室を置く。
- 5 運転免許試験課に意見聴取室を置く。

(交通企画課)

第二十四条 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通警察に関する企画、調査及び研究に関すること。
- 二 交通事故防止対策一般に関すること。
- 三 緊急自動車の指定等に関すること。
- 四 交通事故分析に関すること。
- 五 交通統計に関すること。
- 六 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。
- 七 安全運転管理者に関すること。
- 八 地域交通安全活動推進委員に関すること。
- 九 自動車運転代行業の認定等（交通指導課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、部内の他課（隊を含む。）の所掌に属しないこと。

(交通規制課)

第二十五条 交通規制課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通規制に関すること。
- 二 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設に関すること。
- 三 道路交通に関する道路管理者等との協議、連絡に関すること。
- 四 交通管制センターの運用に関すること。
- 五 自動車の保管場所の調査、証明等に関すること。

(交通指導課)

第二十六条 交通指導課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 交通指導取締りに関すること。
- 二 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
- 三 交通反則通告センターの運用に関すること。
- 四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条及び第七十五条の二の規定による自動車の使用の制限に関すること。

(交通機動隊)

第二十七条 交通機動隊においては、主要道路における機動的な交通指導取締りに関する事務をつかさどる。

(高速道路交通警察隊)

第二十八条 高速道路交通警察隊においては、高速道路における交通警察に関する事務（部内の他課（隊を含む。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどるほか、高速道路における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務を処理する。

(運転免許管理課)

第二十九条 運転免許管理課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 運転免許に関すること。
- 二 運転免許に係る講習に関すること。
- 三 運転適性審査に関すること。

(運転免許試験課)

第二十九条の二 運転免許試験課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 運転免許試験に関すること。
- 二 運転免許の行政処分に関すること。
- 三 自動車教習所に関すること。
- 四 自動車安全運転センターに対する資料の提供に関すること。

(警備部の分課)

第三十条 警備部に次の三課及び一隊を置く。

警備企画課

警備第一課
警備第二課
機動隊

- 2 警備第二課に警衛警護室、危機管理室及び警察航空隊を置く。
(警備企画課)

第三十条の二 警備企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察の運営に関する企画、調査及び指導調整に関すること。
- 二 警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
- 三 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること(警備第一課の所掌に属するものを除く。)
- 四 警備犯罪の取締りに関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、部内の他課(隊を含む。)の所掌に属しないこと。

(警備第一課)

第三十一条 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報の収集及び整理その他これらに係る警備情報に関すること。
- 二 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。

(警備第二課)

第三十二条 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警衛に関すること。
- 二 警護に関すること。
- 三 警備実施(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- 四 機動隊、管区機動隊及び第二機動隊の運用に関すること。
- 五 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 六 災害警備に関すること。
- 七 警察用航空機の運用に関すること。

(機動隊)

第三十三条 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 部隊による警備実施等の警察活動に関すること。
- 二 警備訓練に関すること。

(警察学校)

第三十四条 警察学校は、津市に置く。

- 2 警察学校においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 初任教養及び現任教養に関すること。
- 二 学校施設及びけん銃射撃場の維持管理に関すること。

(所掌事務の特例)

第三十五条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、特に必要があると認めるときは、警察本部の各所属に対して、当該所属の事務に属さない事務を行わせることができる。

(部長)

第三十六条 部に部長を置き、警察官をもつて充てる。

- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(首席監察官)

第三十七条 警務部に首席監察官を置き、警察官をもつて充てる。

- 2 首席監察官は、上司の命を受け、監察に関する事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(首席参事官及び参事官)

第三十七条の二 部に首席参事官及び参事官を置く。

- 2 首席参事官は、上司の命を受け、部の総括的運営について部長を補佐し、部下職員を指揮監督する。
- 3 参事官は、上司の命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に係るものを掌理し、部下職員を指揮監督する。

(運転免許センター長)

第三十七条の三 交通部に運転免許センター長を置き、警察官をもつて充てる。

2 運転免許センター長は、上司の命を受け、運転免許センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長等)

第三十八条 課に課長を、自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊(以下「隊」という。)に隊長を、科学捜査研究所に所長を置く。

2 課長、隊長及び所長は、本部長及び所属部長の命を受け、課、隊又は科学捜査研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(文書・広聴監)

第三十八条の二 警務部に文書・広聴監を置く。

2 文書・広聴監は、上司の命を受け、第三条第四号、第六号から第九号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(デジタル推進監)

第三十八条の三 警務部にデジタル推進監を置く。

2 デジタル推進監は、上司の命を受け、第五条第一号に掲げる事務のうち警察行政のデジタル化の推進に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(コンプライアンス推進監)

第三十八条の四 警務部にコンプライアンス推進監を置く。

2 コンプライアンス推進監は、上司の命を受け、第六条第五号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(教養・術科推進監)

第三十八条の五 警務部に教養・術科推進監を置く。

2 教養・術科推進監は、上司の命を受け、第六条第十号、第十二号、第十三号及び第十四号に掲げる事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(警備・防災監)

第三十八条の六 警備部に警備・防災監を置く。

2 警備・防災監は、上司の命を受け、第三十二条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの計画、実施及び調整に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(監察官)

第三十九条 警務部に監察官を置き、警察官をもつて充てる。

2 監察官は、上司の命を受け、監察に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(訟務官)

第四十条 警務部に訟務官を置く。

2 訟務官は、上司の命を受け、争訟に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(留置管理官)

第四十一条 警務部に留置管理官を置き、警察官をもつて充てる。

2 留置管理官は、上司の命を受け、留置管理に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(情報官)

第四十一条の二 警備部に情報官を置き、警察官をもつて充てる。

2 情報官は、上司の命を受け、警備情報の収集及び整理その他警備情報に関する事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(次長等)

第四十二条 課に次長を、隊に副隊長を、科学捜査研究所に副所長を置く。

2 次長、副隊長及び副所長は、上司の命を受け、課、隊又は科学捜査研究所の総括的運営について上司を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(校長)

第四十三条 警察学校に校長を置き、警察官をもつて充てる。

2 校長は、本部長の命を受け、校務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(副校長)

第四十四条 警察学校に副校長を置き、警察官をもつて充てる。

- 2 副校長は、校長の命を受け、警察学校の総括的運営について校長を補佐し、部下職員を指揮監督するほか学生の教育訓練に当たる。

(警察署長)

第四十五条 警察署長(以下「署長」という。)は、警察官をもつて充てる。

- 2 署長は、本部長の命を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(副署長)

第四十六条 警察署に副署長を置き、警察官をもつて充てる。

- 2 副署長は、署長の命を受け、警察署の総括的運営について署長を補佐し、警察署の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(交番、駐在所等)

第四十七条 警察署の下部機構として幹部交番、交番、警察官駐在所及び警備派出所を置く。

- 2 警察署に検問所を置くことができる。
- 3 警察署の管轄区域を分け、警察署の直轄(以下「署所在地」という。)に属する区域並びに幹部交番、交番及び警察官駐在所に属する区域(以下これらの区域を「所管区」という。)を設ける。
- 4 幹部交番、交番、警察官駐在所、警備派出所及び検問所の名称及び位置並びに所管区は、別に定める。
- 5 本部長は、必要と認めるときは、臨時に、交番、警備派出所、検問所等を置くことができる。

(委任)

第四十八条 この規則に定めるもののほか、組織に関する細目的事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年三重県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「刑事部および警備部」を「刑事部、警備部および交通部」に改める。

附 則(昭和四十三年七月五日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

附 則(昭和四十四年四月八日三重県公安委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年三月二十一日から適用する。

附 則(昭和四十四年八月二十五日三重県公安委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十五年四月七日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四十七年三月二十四日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年三月十一日から適用する。

附 則(昭和四十九年三月二十六日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年三月二十日から適用する。

附 則(昭和五十年二月十二日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十一年三月三十一日三重県公安委員会規則第一号)

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年三重県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和五十一年七月三十日三重県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附 則(昭和五十二年八月二十六日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年二月二十三日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年十二月一日三重県公安委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月二日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年八月三十一日三重県公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和五十四年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月三十一日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年九月三十日三重県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年一月十二日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年一月一日から適用する。

附 則 (昭和五十七年三月十一日三重県公安委員会規則第二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(三重県警察国有物品管理規則の一部改正)

- 2 三重県警察国有物品管理規則 (昭和四十年三重県公安委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和五十七年六月二十五日三重県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月十五日三重県公安委員会規則第四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(三重県警察国有物品管理規則の一部改正)

- 2 三重県警察国有物品管理規則 (昭和四十年三重県公安委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和五十八年四月一日三重県公安委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年八月十九日三重県公安委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月二十二日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第十二条の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年七月十日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十年三月二十九日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年三月二十二日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和六十一年三月二十四日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月十三日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに第五条、第十条及び第十四条の四第五号の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月四日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、昭和六十三年三月十九日から施行する。

附 則 (平成元年三月十七日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、平成元年三月二十二日から施行する。

附 則（平成元年五月三十日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

附 則（平成二年一月二十三日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成二年一月二十六日から施行する。

附 則（平成二年三月二十日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成二年三月二十二日から施行する。

附 則（平成三年三月二十六日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十七日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年五月二十二日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年六月三十日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年二月二十三日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年十一月二十四日三重県公安委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年四月一日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年十月一日三重県公安委員会規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県警察国有物品管理規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成七年二月十七日三重県公安委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（三重県道路交通法施行細則の一部改正）

- 2 三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成七年三月十日三重県公安委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は平成七年三月十三日から、第二条並びに附則第二項及び第三項の規定は同年四月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（三重県道路交通法施行細則の一部改正）

- 3 三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成七年十月三十一日三重県公安委員会規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成八年三月二十二日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成八年三月二十五日から施行する。

附 則（平成八年十一月一日三重県公安委員会規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成九年三月二十一日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成九年三月二十四日から施行する。

附 則（平成十年三月二十日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成十年三月二十四日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県公安委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は平成十二年三月二十七日から、第二条及び附則第二項の規定は同年四月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十二年十月二十日三重県公安委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十一日三重県公安委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則中第一条の規定は平成十三年三月二十六日から、第二条及び附則第二項の規定は同年四月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十四年三月二十二日三重県公安委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第二十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に一号を加える改正規定は、平成十四年六月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十五年三月十四日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日三重県公安委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年三月二十五日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の三重県警察の組織に関する規則第四十二条第一項の規定にかかわらず、次長は、平成十七年三月三十一日までの間は、本部長が必要と認めた課に置く。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 3 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十七年三月二十八日三重県公安委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十八年三月十七日三重県公安委員会規則第四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（三重県警察国有物品管理規則の一部改正）

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十九年三月六日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第二項の改正規定 平成十九年三月十五日

二 第三十八条の改正規定及び第四十二条の改正規定 平成十九年四月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十九年六月一日

附 則（平成十九年七月四日三重県公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月十四日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、平成二十年三月二十四日から施行する。

附 則（平成二十年十月二十四日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、平成二十年十二月十八日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十八日三重県公安委員会規則第六号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十四日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成二十一年三月二十七日から施行する。

附 則（平成二十二年三月十二日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成二十二年三月二十三日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月四日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、平成二十三年三月十四日から施行する。

附 則（平成二十四年三月十六日三重県公安委員会規則第一号）

この規則は、平成二十四年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二十六年三月十四日三重県公安委員会規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

- 2 三重県警察国有物品管理規則（昭和四十年三重県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改

正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十七年三月六日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、平成二十七年三月十六日から施行する。

附 則 (平成二十七年六月十九日三重県公安委員会規則第六号)

1 この規則は、平成二十七年六月二十二日から施行する。

2 三重県警察国有物品管理規則 (昭和四十年三重県公安委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十八年一月二十九日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、平成二十八年二月八日から施行する。

附 則 (平成二十八年六月十四日三重県公安委員会規則第七号)

1 この規則は、平成二十八年六月二十四日から施行する。

2 三重県警察国有物品管理規則 (昭和四十年三重県公安委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十八年十月二十六日三重県公安委員会規則第十号)

この規則は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日三重県公安委員会規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(三重県警察国有物品管理規則の一部改正)

2 三重県警察国有物品管理規則 (昭和四十年三重県公安委員会規則第二号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(三重県警察国有物品管理規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の三重県警察国有物品管理規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

4 刑事訴訟法第百八十九条および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 (昭和二十九年公安委員会規則第四号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(没収保全等を要求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

5 没収保全等を要求することができる司法警察員の指定に関する規則 (平成四年三重県公安委員会規則第七号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

6 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく司法警察員の指定に関する規則 (平成十二年三重県公安委員会規則第六号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成三十年三月十三日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月二十二日三重県公安委員会規則第二号)

この規則は、平成三十一年三月八日から施行する。

附 則 (令和二年二月二十八日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、令和二年三月九日から施行する。

附 則 (令和二年十一月十三日三重県公安委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月十二日三重県公安委員会規則第四号)

この規則は、令和三年三月二十九日から施行する。

附 則 (令和四年三月四日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、令和四年三月二十八日から施行する。

附 則 (令和五年二月十七日三重県公安委員会規則第一号)

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。

附 則 (令和六年三月一日三重県公安委員会規則第三号)

この規則は、令和六年三月十八日から施行する。